

様式第 6 号 (第 17 条)

会 議 録

会 議 の 名 称		2 0 2 6 年 第 6 回 春 日 部 市 農 業 委 員 会 総 会			
開 催 日 時		令 和 8 年 6 月 2 5 日 (木)	開 会	午 前 10 時 00 分	
			閉 会	午 前 11 時 45 分	
開 催 場 所		春 日 部 市 役 所 本 庁 舎 3 階 3 0 1 ・ 3 0 2 会 議 室			
議 長 氏 名		会 長 市 川 大 倫			
出 席 者	農 業 委 員	(出 席 人 数 : 1 9 人)			
		1	川 鍋 浩 之	1 0	岡 田 實
		2	飯 島 優 子	1 1	新 井 久 義
		3	齋 藤 昭 雄	1 2	加 藤 富 夫
		4	山 崎 勇 喜	1 3	池 上 茂
		5	中 山 雅 博	1 4	森 本 恒 平
		6	岡 本 勉	1 5	森 住 武 雄
		7	石 山 法 男	1 6	萩 原 勝
		8	石 川 勝 也	1 7	伊 藤 弘 子
		9	水 口 健 二	1 8	石 塚 郁 志
		(欠 席 人 数 : な し)			
	事 務 局	(出 席 人 数 : 5 人)			
		農 業 委 員 会 事 務 局 長 齋 藤 綱 紀		農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 田 口 俊 彦	
		農 地 振 興 担 当 主 幹 藤 浪 一 夫		農 地 振 興 担 当 主 査 西 真 輝	
農 地 振 興 担 当 主 任 金 子 昌 行					
議 事 参 与	(出 席 人 数 : 2 人)				
	農 業 振 興 課 長 松 本 正 彦		開 発 調 整 課 長 村 田 彰		
次 第 及 び 公 開 、 一 部 公 開 、 非 公 開 の 区 分		日 程 1 議 案 第 1 号 「 農 地 法 第 3 条 (委 員 会) 」 : 公 開 日 程 2 議 案 第 2 号 「 農 地 法 第 4 条 (知 事) 」 : 公 開 日 程 3 議 案 第 3 号 「 農 地 法 第 4 条 事 業 計 画 変 更 申 請 」 : 公 開 日 程 4 議 案 第 4 号 「 農 地 法 第 5 条 (知 事) 」 : 公 開 日 程 5 議 案 第 5 号 「 租 税 特 別 措 置 法 適 格 者 証 明 」 : 公 開 日 程 6 議 案 第 6 号 「 特 定 貸 付 け を 行 っ て い る 特 例 農 地 等 に 係 る 貸 付 け を 引 き 続 き 行 っ て い る 旨 の 証 明 」 : 公 開			

	日程 7 議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」：公開 日程 8 議案第 8 号「生産緑地地区の取得斡旋について」：公開 日程 9 議案第 9 号「2025 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」：公開 日程 10 議案第 10 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」：公開								
一部公開・非公開の場合はその理由	☐ 要綱第 3 条第 1 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 2 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 3 号該当： ☐ 要綱第 3 条第 4 号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	☐ 録音テープ等を使用した全文記録								
	☒ 録音テープ等を使用した要点記録								
	☐ 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1"> <tr> <th>議席番号</th><th>委員氏名</th></tr> <tr> <td>2</td><td>飯島 優子</td></tr> <tr> <td>3</td><td>齋藤 昭雄</td></tr> <tr> <td>4</td><td>山崎 勇喜</td></tr> </table>	議席番号	委員氏名	2	飯島 優子	3	齋藤 昭雄	4	山崎 勇喜
議席番号	委員氏名								
2	飯島 優子								
3	齋藤 昭雄								
4	山崎 勇喜								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	ただ今から２０２６年第６回総会を開会いたします。 在任委員１９名中、本日の出席委員は１９名により春日部市農業委員会会議規則第６条の規定により総会は成立いたします。 また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、松本正彦課長、都市整備部開発調整課、村田彰課長が出席しております。 次に運営委員会及び土地開発公社理事会について伊藤委員長より報告がございました。
委員長	本日午前９時００分から運営委員会を開催いたしました。議題として（１）農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について（２）生産緑地地区の取得斡旋について（３）２０２５年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について（４）令和７年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について（５）令和８年度「市町村農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度」の加入について（６）農委だよりの校正について、その他として（１）Ｓ－ＧＡＰの事例報告会について（２）農業委員・推進委員合同懇親会（情報交換会）についての８項目についての協議と、その他、意見交換を行いました。 去る令和８年６月１７日 水曜日市役所本庁舎市長公室において、令和８年度第１回春日部市土地開発公社理事会に出席いたしましたので報告いたします。会議の内容ですが、議題は議案第１号令和７年度春日部市土地開発公社決算の認定についてでございました。事務局の説明と決算審査の報告後、討論・採決が行われ採決の結果、議案は可決されました。報告は以上でございます。
議長	ありがとうございました。
議長	本日の議題は本日の議題は 日程１ 議案第１号「農地法第３条（委員会）」１議案６件 日程２ 議案第２号「農地法第４条（知事）」１議案１件 日程３ 議案第３号「農地法第４条事業計画変更申請」１議案１件 日程４ 議案第４号「農地法第５条（知事）」１議案４件 日程５ 議案第５号「租税特別措置法適格者証明」１議案２件 日程６ 議案第６号「特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の証明」１議案１件 日程７ 議案第７号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」１議案１件 日程８ 議案第８号「生産緑地地区の取得斡旋について」１議案１件

議長	日程 9 議案第 9 号「2025 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」1 議案 1 件 日程 10 議案第 10 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」1 議案 1 件 合計 10 議案となります。
議長	次に、会議規則第 35 条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号 2 番飯島優子委員、3 番齋藤昭雄委員、4 番山崎勇喜委員を指名いたします。
議長	議事に入る前に申し上げます。会議規則第 25 条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。
議長	次に、事前審査の日程及び事前審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。
議長	それでは議事にはいります。日程 1、議案第 1 号農地法第 3 条（委員会）を議題といたします。申請番号 34 番から 39 番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 1 頁をご覧ください。議案第 1 号農地法第 3 条（委員会）について許可申請が 6 件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、申請番号 34 番、所有権移転、所在下柳字天神前、地番 1927-2、地目畑、面積 303㎡、以下記載のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。この案件は、2026 年第 5 回総会からの継続審議案件で、2026 年第 3 回総会で条件付き許可相当となった物流倉庫の建設計画区域内に、現在の住居及び所有農地が含まれており、事業の進行に伴って住居を移転するため、移転先に隣接する申請地の取得を希望したものです。5 月総会の時点で、移転の根拠となる物流倉庫の許可がおりていなかったため、物流倉庫の許可の状況等について確認を行い、審議を再開するのが望ましいと、継続審議となった案件です。物流倉庫の許可について、令和 8 年 6 月 4 日付けで埼玉県知事より許可がおりたことをご報告いたします。案内図は 1 頁、詳細図は 2 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。これらの申請地では露地野菜を作付ける計画です。次に農地法第 3 条調査書 1 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。 次に、申請番号 35 番、所有権移転、所在米崎字雷電、地番 65-1、地

目田、面積 9 3 3 m²、外 3 筆、合計 2, 2 2 2 m²、以下記載のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図は 3 頁から 4 頁、詳細図は 5 頁から 6 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。これらの申請地ではそれぞれ稲作を行う計画です。次に農地法第 3 条調査書 2 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号 3 6 番、所有権移転、所在桐字川敷、地番 5 2 7-1、地目田、面積 9 8 5 m² 外 1 筆、合計 1, 9 8 2 m²、以下記載のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図は 7 頁、詳細図は 8 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。これらの申請地ではそれぞれ稲作を行う計画です。次に農地法第 3 条調査書 3 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書 2 頁、申請番号 3 7 番、所有権移転、所在永沼字向通、地番 2 0 8 9、地目畑、面積 1, 4 3 2 m²、以下記載のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。本件は、2 0 2 5 年 1 2 月 1 7 日付けで申請のあった案件で、譲受人保有農地の一部にコンクリートが敷かれ、自宅からの出入り口に使用されていた場所があったことから、2 0 2 6 年 1 月 2 3 日付けで申請を取り下げております。今回、問題のあった保有農地を是正して農地に復し、改めて申請したとのことです。案内図は 9 頁、詳細図は 1 0 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。申請地では、なす、ねぎ、大根、ブロッコリーを作付ける計画です。次に農地法第 3 条調査書 4 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号 3 8 番、3 9 番は譲受人が同一のため、一括して説明します。はじめに、申請番号 3 8 番、所有権移転、所在赤崎字古川通、地番 1 0 8-1、地目畑、面積 4 8 4 m²、以下記載のとおり。

次に、申請番号 3 9 番、所有権移転、所在米崎字橋本上、地番 4 3 5-2、地目畑、面積 2 0 8 m²、以下記載のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。申請番号 3 8 番の案内図は 1 1 頁、詳細図は 1 2 頁、申請番号 3 9 番の案内図は 1 3 頁、詳細図は 1 4 頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。これらの申請地では、なす、きゅうりを作付ける計画です。次に農地法第 3 条調査書、申請番号 3 8 番は 5 頁を、申請番号 3 9 番は 6 頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことと、農地所有適格法人の要件を備えていることを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。以上でございます。

議長

おはかりいたします。はじめに継続審査を担当する委員及び、推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご

	異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。はじめに、申請番号34番について継続審査を担当する議席番号2番飯島優子農業委員より意見を求めます。
委員	議席番号2番 飯島 優子です。申請番号34番の継続審議の調査結果について報告します。この案件は、2026年第5回総会からの継続審議案件で、2026年第3回総会で条件付き許可相当となった物流倉庫の建設計画区域内に現在の住居及び所有農地が含まれており、事業の進行に伴って住居を移転するため、移転先に隣接する申請地の取得を希望したものです。5月総会の時点で移転の根拠となる物流倉庫の許可がおりていなかったため、物流倉庫の許可の状況等について、確認を行い、審議を再開するのが望ましいと継続審議となった案件です。物流倉庫の許可について、事務局より、令和8年6月4日付けで埼玉県知事より許可がおりたと報告を受けています。以上のことから、「問題なし」と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、申請番号35番について、担当地区の中井訓推進委員より意見を求めます。
推進委員	第3地区推進委員中井訓です。申請番号35番について報告いたします。令和8年6月10日に、萩原農業委員、池上農業委員、関根推進委員及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから『問題なし』と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に申請番号36番について、担当地区の齋藤昇推進委員より意見を求めます。
推進委員	第4地区推進委員齋藤昇です。申請番号36番について報告いたします。令和8年6月9日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、金子推進委員、上原推進委員及び私の7名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、申請地は問題無かったものの、保有農地の一部に砂利が敷かれた場所及び砂利が積まれた場所がありました。調査後、事務局が代理人に確認したところ、早急に改善する、との返事がありました。その後、代理人から「現地の砂利は除去した」と報告があった、と事務局から連絡を受けたので、6月17日に私自身が確認したところ、現地は報告ど
推進委員	

	おり砂利が除去され、農地として改善しておりました。このことから農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから『問題なし』と意見を述べ、報告いたします。以上です。
議長	次に申請番号37番について、担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。
推進委員	第3地区推進委員の横川でございます。申請番号37番について報告いたします。 本案件は2026年第1回総会において農地法第3条の申請があり、所有農地の一部に違反があったため、今回再申請されたものです。調査の日時につきましては、令和8年6月10日、水口農業委員、岡田農業委員、石井推進委員、私を含め4名で申請地及び申請者の保有農地の現地調査を再度実施したところ、申請地は問題なく、保有農地の違反についても是正されていたことを確認いたしました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。以上でございます。
議長	次に申請番号38番から39番について、担当地区の中井訓推進委員より意見を求めます。
推進委員	第3地区推進委員中井訓です。申請番号38番、39番について譲受人が同一のため一括して報告します。令和8年6月10日に、萩原農業委員、池上農業委員、関根推進委員及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、第1地区の春日部地区、第2地区の幸松地区、及び第3地区の南桜井地区にある保有農地についても問題無いことを担当地区の推進委員から事務局を経由して報告を受けています。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。以上です。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号6番岡本勉委員より、申請番号34番から39番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号6番岡本勉です。はじめに、申請番号34番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。この案件は、2026年第5回総会からの継続審議案件で、2026年第3回総会で条件付き許可相当となった物流倉庫の建設計画区域内に、現在の住居及び所有農地が含まれており、事業の進行に伴って住居を移転するため、移転先に隣接

	する申請地の取得を希望したものです。5月総会の時点で、移転の根拠となる物流倉庫の許可がおりていなかったため、物流倉庫の許可の状況等について確認を行い、審議を再開するのが望ましいと、継続審議となった案件です。 事前審査において、事務局及び継続審議を担当する農業委員から、物流倉庫の許可について、令和8年6月4日付けで埼玉県知事より許可がおりたと報告を受けています。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可と決しました。 次に、申請番号35番から39番について一括して報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により、許可と決しました。報告は以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	はい、議長。
議長	森本議員、発言を許します。
委員	議席番号14番の森本です。 申請番号38番と39番の譲受人の保有農地の現地調査したところ、効率的な利用がされているかというところとあまりそうではないと思うのですが、基準を教えてください。
議長	事務局、回答をお願いします。
事務局	ただいまのご質問にお答えいたします。農地法第3条許可の調査すべき主要な項目として申請者である譲受人が、現在所有または耕作しているすべての農地を効率的に耕作しているかが審査基準となります。以上です。
議長	ほかに発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 採決にはいります。申請番号34番から39番を事前審査委員の報告のとおり許可とすることに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)

議長	起立全員です。よって、議案第 1 号農地法第 3 条（委員会）、申請番号 3 4 番から 3 9 番を事前審査委員の報告のとおり、許可と決定しました。 次に、日程 2 議案第 2 号農地法第 4 条（知事）を議題といたします。申請番号 4 番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 3 頁をご覧ください。議案第 2 号農地法第 4 条（知事）について、許可申請が 1 件ありましたので、審議を求めます。 申請番号 4 番、所在大場字長島、地番 1 5 9 3 - 1、地目田、面積 7 2 0 m²外 1 筆、合計 9 4 5 m²以下記載のとおり。申請理由は駐車場の設置です。申請地の近隣にある自治会館管理者である自治会長、近隣事業所及び住民から駐車場設置の要望があったため、転用申請したものです。駐車場には普通車 3 2 台を駐車する計画です。案内図は 1 5 頁、詳細図は 1 6 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障無い旨の意見書が添付されております。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、砂利敷きのため敷地内浸透処理です。資金計画については、融資者からの融資で、融資者の融資証明書と金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が 1 0 ヘクタール未満であり、第 2 種農地と考えます。以上でございます。
議長	次に、申請番号 4 番について、担当地区の朝倉廣司推進委員より意見を求めます。
推進委員	第 1 地区推進委員朝倉廣司です。申請番号 4 番について報告いたします。令和 8 年 6 月 1 2 日に、山崎農業委員、飯島農業委員、中村推進委員、及び私の 4 名で申請地及び保有農地の現地調査を実施しました。その結果、問題はなく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 8 番石川勝也委員より、申請番号 4 番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号 8 番石川勝也です。申請番号 4 番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保され

	ている、との報告を受けました。事前審査における申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当とすることと決しました。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。申請番号4番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第2号農地法第4条(知事)申請番号4番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。 次に、日程3議案第3号農地法第4条事業計画変更申請を議題といたします。申請番号1番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書4頁をご覧ください。議案第3号「農地法第4条事業計画変更申請」について、申請が1件あったので、審議を求めます。申請番号1番、所在立野字大島、地番77-1、地目畑、面積82㎡外2筆、合計344㎡以下記載のとおり。この案件は、農業用物置を設置するため、令和7年10月31日付で申請、令和7年12月26日付で許可となったものの計画内容を変更するものです。計画変更の理由は、建築物の変更です。当初は木造2階建てを計画しましたが、社会情勢等により、資材の入手が困難なため、鉄骨造平屋建てに変更するとのことです。案内図は17頁、詳細図は18頁から23頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。資金計画については、自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。以上でございます。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号7番石山法男委員より申請番号1番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号7番石山法男です。申請番号1番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請について問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。また、事業計画変更理由についてもやむを得ないもの、と考えます。以上のことから、事前審査委員4

	人の合議により承認することと決しました。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番を事前審査委員の報告のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第3号農地法第4条事業計画変更申請、申請番号1番を事前審査委員の報告のとおり承認することと決定しました。
議長	次に、日程4議案第4号農地法第5条(知事)を議題といたします。申請番号32番から35番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書5頁をご覧ください。議案第4号農地法第5条(知事)について、許可申請が4件ありましたので、審議を求めます。 はじめに、申請番号32番、使用貸借権設定。所在金崎字中居宮、地番326-1、地目畑、面積318㎡、以下記載のとおり。転用計画は自己用住宅で、市街化調整区域に20年前から居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、西側の水路に放流する計画です。資金計画については、融資者からの融資で、融資者の融資証明書と金融機関発行の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、庄和総合支所の周囲500m以内の区域に該当するため、第2種農地と考えます。 次に、申請番号33番、所有権移転、所在水角字安西、地番885番、地目畑、面積227㎡外2筆、合計2,236㎡以下記載のとおり。申請理由は、農業用倉庫の設置です。申請農地の外、隣接する非農地280㎡と併せて設置を計画しています。申請法人は、市内及びさいたま市を中心に、ジャガイモの生産を主とした事業を行っています。また、事業を拡大するため、新たに幸手市においてもジャガイモの生産を開始する運びとなったとのことです。収穫した生産物は、さいたま市の農地の一部にあるビニールテント

に保管していますが、収穫した生産物への害虫や害獣被害、温度管理等に苦慮していること、また、農業機材についても、同じ場所のビニールハウスに格納していますが、盗難等について危惧していることから、農業用倉庫の設置を計画したものです。倉庫内には、ジャガイモ保管庫用ユニット、玄米保管庫用冷却ユニット、農業用資材、フォークリフト、トラクター、植え付け機、収穫機、自走式噴霧器を保管する計画です。案内図は27頁、詳細図は28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地でないことは確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障無い旨の意見書が添付されております。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、雨水貯留池に集水後、水路に放流する計画です。資金計画については、融資者からの融資で、融資者の融資証明書と金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の団体的農地の区域内にある第1種農地と考えます。

次に、議案書6頁、申請番号34番、所有権移転。所在西宝珠花字陣屋、地番198-1、地目畑、面積508㎡以下記載のとおり。転用計画は、専用住宅の建築です。春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例で定める市街化を促進するおそれがない等と認められる開発行為で西宝珠花地域区画整理地内に該当します。案内図は29頁、詳細図は30頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地ではないことを確認済みです。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は、下水本管に放流する計画です。資金計画については、金融機関からの融資で、金融機関発行の住宅ローン仮申込結果の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は、街区の面積に占める宅地化率40%の区域内にある農地であり、第3種農地と考えます。

次に、申請番号35番、使用貸借権設定。所在永沼字川端、地番6番、地目田、面積1,232㎡外2筆、合計2,653㎡以下記載のとおり。転用計画は、農地改良工事で、耕作者がおらず、困っていた農地を、農業法人が借り入れて畑として利用するため、盛り土を行う計画です。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため建設根伐発生土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。案内図は31頁、詳細図は32頁から37頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。農地改良後は麦を作付ける計画です。工事期間は許可日から9か月間です。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金で、金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、おおむね10ヘクター

	ル以上の規模の集团的農地の区域内にある第1種農地と考えます。以上でございます。
議長	次に申請番号35番について、担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます
推進委員	第3地区推進委員の横川浩之です。申請番号35番について報告します。令和8年6月10日に、水口農業委員、岡田農業委員、石井推進委員及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。その結果、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、第4地区の保有農地についても問題が無いことを担当地区推進委員から事務局を経由して報告を受けています。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号7番石山法男委員より申請番号32番から35番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号7番石山法男です。はじめに、申請番号32番から34番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。事前審査における申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当とすることと決しました。 次に、申請番号35番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。申請地の現地調査を実施したところ、問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。申請についても問題は無いことから、事前審査委員4人の合議により許可相当とすることと決しました。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	はい、議長。
議長	川鍋委員、発言を許します。
委員	議席番号1番の川鍋です。申請番号33番の資金計画について、確認した内容をもう一度お願いします。

議長	事務局、回答をお願いします。
事務局	ただいまのご質問にお答えいたします。申請番号３３番の資金計画については、融資者からの融資で、融資者の融資証明書と金融機関発行の残高証明書が添付されています。
委員	はい、議長。
議長	川鍋委員、発言を許します。
委員	議席番号１番の川鍋です。 融資証明を提出した融資者とは誰ですか。
議長	事務局、回答をお願いします。
事務局	ただいまのご質問にお答えいたします。申請番号３３番の資金計画の融資者は個人です。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号１０番の岡田です。申請地北側の土地改良についてと農業用倉庫を建築する目的での農地転用の面積の上限についてお尋ねします。
議長	事務局、回答をお願いします。
事務局	ただいまのご質問にお答えいたします。申請地北側の土地の地目は、宅地でプレロード工法による地盤改良工事が施されているものです。農業用倉庫を建築する目的での農地転用の面積の上限は、法律上必要な最小限の面積とされています。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号１０番の岡田です。申請地周辺での農地改良における盛土の履歴についてお尋ねします。

議長	事務局、回答をお願いします。
事務局	ただいまのご質問にお答えいたします。申請地周辺での農地改良の履歴はございません。
議長	ほかに発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号 3 2 番から 3 5 番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 4 号農地法第 5 条 (知事)、申請番号 3 2 番から 3 5 番を事前審査委員の報告のとおり許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。
議長	次に、日程 5 議案第 5 号租税特別措置法適格者証明を議題といたします。申請番号 7 番及び 8 番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 7 頁をご覧ください。議案第 5 号租税特別措置法適格者証明について、申請が 2 件ありましたので、審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明し、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は 3 年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に利用されていることを証明するものです。はじめに、申請番号 7 番、所在大畑字西巳ノ起、地番 7 8 1 番の一部、地目田、面積 5 6 1 m²のうち 5 2 2 m²外 7 筆、合計 5, 8 4 9 m²のうち 5, 8 1 0 m²以下記載のとおり。案内図は 3 9 頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は 2 0 0 日です。 次に、議案書 8 頁、申請番号 8 番、所在水角字九尺、地番 7 2 5 番、地目田、面積 9 9 1 m²外 5 筆、合計 5, 3 8 9 m²以下記載のとおり。案内図は 4 0 頁から 4 1 頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申

	請者が経営主で年間従事日数は200日です。以上でございます。
議長	次に申請番号7番について担当地区の朝倉廣司推進委員より意見を求めます。
推進委員	第1地区推進委員朝倉廣司です。申請番号7番について報告いたします。令和8年6月12日に山崎農業委員、飯島農業委員、中村推進委員と私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。以上でございます。
議長	次に、申請番号8番について、担当地区の中井訓推進委員より意見を求めます。
推進委員	第3地区推進委員中井訓です。申請番号8番について報告いたします。令和8年6月10日に萩原農業委員、池上農業委員、関根推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、第3地区の南桜井地区にある申請地についても問題無いことを担当地区の推進委員から報告を受けています。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。以上でございます。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号8番石川勝也委員より申請番号7番及び8番の事前審査の報告を求めます
委員	議席番号8番石川勝也です。申請番号7番、8番について、一括して事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により全て証明することと決めました。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号7番及び8番を事前審査委員の報告のとおり、証明することに賛成の委員の起立を

	求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 5 号租税特別措置法適格者証明、申請番号 7 番及び 8 番を事前審査委員の報告のとおり証明することと決定しました。 次に、日程 6 議案第 6 号特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の証明を議題といたします。申請番号 1 番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 9 頁をご覧ください。議案第 6 号特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の証明について証明願が 1 件あったので、審議を求めます。この証明は、農地等に係る相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人が、その適用を受ける農地のうち、租税特別措置法第 70 条の 6 の 2 に定められている事業のための貸付けを行っていることを証明するものです。今回の申請は、貸付人となる申請者が相続税の納税猶予を受けている農地を、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権を設定して貸付けを行っているので、農地が適正に管理されていることを証明するものです。 申請番号 1 番、所在倉常、地番 7 1 5 - 1、地目田、面積 6, 2 9 1 m²以下記載のとおり。案内図は 4 2 頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は特例農地に係る特定貸付けの継続申請です。申請理由は、相続税の納税猶予を受けた申請農地を、引き続き貸付けを行っていることの証明願いがあったものです。以上でございます。
議長	次に、申請番号 1 番について、担当地区の齋藤昇推進委員より意見を求めます。
推進委員	第 4 地区推進委員齋藤昇です。申請番号 1 番について報告いたします。令和 8 年 6 月 9 日に、伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、上原推進委員、金子推進委員及び私の 7 名で申請地の現地調査等を実施したところ、問題は無く、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 8 番石川勝也委員より申請番号 1 番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号 8 番石川勝也です。申請番号 1 番について、事前審査の報告をし

	ます。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当推進委員に意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により証明することと決しました。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番を事前審査委員の報告のとおり「証明する」ことに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第6号、特定貸付を行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の証明」申請番号1番を事前審査委員の報告のとおり「証明する」ことと決定しました。次に、日程7議案第7号農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書10頁をご覧ください。議案第7号農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見についてご説明いたします。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画の案について意見を求められたので、審議を求めるものです。計画案については、令和8年5月25日付け全員協議会において農業委員に説明し、6月8日までの指定した期間内に意見提出をお願いしましたが、意見はございませんでした。よって、議案書11頁のとおり春日部市長あて回答してよいのか、ご審議お願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。
議長	議案第7号「農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 7 号農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見についてを原案のとおり決定し、春日部市長に送付いたします。 次に、日程 8 議案第 8 号生産緑地地区の取得斡旋についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書の 24 頁をご覧ください。議案第 8 号生産緑地地区の取得斡旋について、斡旋依頼が 1 件ありましたので、審議を求めます。生産緑地法第 13 条の規定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地については、農業者への斡旋を行うにあたり、生産緑地法第 17 条の 2 の規定に基づき、依頼があったものです。この斡旋により、生産緑地を取得するためには、農地法第 3 条許可の手続きになります。また、取得後は農地として管理することが義務付けられています。本件は、春日部市長より令和 8 年 5 月 1 日付けで当該生産緑地の取得斡旋の依頼があったので、農業委員に斡旋の依頼をしましたが、取得希望の申出はありませんでした。よって、議案書の 25 頁のとおり希望者なしとして回答してよいかご審議をお願いいたします。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 8 号生産緑地地区の取得斡旋についてを原案のとおり決定することに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 8 号生産緑地地区の取得斡旋についてを原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。 次に、日程 9 議案第 9 号、2025 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	はい議長。本議案につきまして、参考資料をこれから配布させていただきたいと思います。
議長	この際、暫時休憩いたします。

	(休憩)
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 27 頁をご覧ください。議案第 9 号 2025 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について、ご説明いたします。本件は、国からの通知により前年度の最適化活動として農地の集積・集約化、遊休農地の解消、新規参入の促進などの目標達成度を総括したものでこの実績を踏まえて農業委員会活動全体の点検・評価を実施・公表しなければならず、実施したパトロール件数や個別面談などの実績を最適化活動の点検・評価を行う必要があります。議案書 28 頁の点検評価一覧表をご覧ください。 最適化活動のうち、1 つは①農地の集積、②緑区分の遊休農地の解消、③新規参入の促進を点数化したものです。もう 1 つは、最適化活動日数の達成状況を点数化したものです。この一覧でお示しした合計点より左下にある評語を別冊の参考資料左下の全体としての評語にしております。右下の総会で出された意見については、委員皆様の活動を踏まえ、ご意見をお願いいたします。以上でございます。
議長	これより意見を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	はい、議長。
議長	岡本委員、発言を許します
委員	議席番号 6 番、岡本です。議案第 9 号について意見を述べたいと思います。 2025 年度は、地域計画の策定に伴う協議の場において、農業経営者の心身の状況や、農地の利用集積・集約化に向けた意向として貸借や売買の意向を把握する機会が増加しました。これらの現場情報を活動記録として蓄積できたことは、今後の農地利用の最適化を推進する上で極めて重要な基盤となります。また、農地利用状況調査においては、遊休農地の発生リスクを早期に察知し、離農理由や後継者不在といった経営課題の深層に触れることで担い手への農地集積を促すための助言や調整を行う貴重な契機となりました。多忙な日常業務の中で、委員各位が徹底して活動記録を積み重ねていただいたことは、農業委員会としての機能強化に大きく寄与したと確信しております。これら地域現場で収集された個別の農業者の意向を反映した大事な情報であると考えております。このことから、2026 年度も引き続き活動記録の精緻な蓄積を継続し、地域の農家から得ることのできた情報を農地利用の適正化につながるようにすることと意見を付けたいと考えております。以上でございます。

議長	ほかに意見はございますか。
委員	はい、議長
議長	森本委員、発言を許します
委員	議席番号 14 番森本恒平です。議案第 9 号について、私も意見を述べたいと思います。岡本委員のおっしゃる通り、活動記録の重要性は極めて高いと考えます。特に、農地利用状況調査で発見した現場の課題である遊休農地化の兆候に対して、速やかにアプローチをかける体制は、本委員会の機能を最大限に発揮するものです。昨年度策定した地域計画を絵に描いた餅にせず、現場の意向を絶えず反映させる生きた計画として運用していくためにも、引き続き委員各位の詳細な記録とそれに基づいた能動的な活動をお願いしたいと考えます。このことから今年の活動を高く評価するとともに、今後も遊休農地の解消や新規参入の促進には力を入れてほしい。という意見を加えてほしいと考えています。以上でございます。
議長	ほかに意見はございますか。 (意見なし)
議長	意見なしと認め、終結します。 採決にはいります。議案第 9 号、「2025 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について」発言のありました意見を付けることに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 9 号、2025 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について発言のとおり意見をつけることといたします。
議長	次に、日程 10 議案第 10 号令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書 29 頁をご覧ください。議案第 10 号令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてご説明いたします。本件は、国からの通知に基づき令和 7 年度農業委員会の農地利用

の最適化の推進の状況その他事務の実施状況を農地法第37条に規定により公表し農業委員会の点検結果を付して報告してよいか審議を求めるものです。内容についてご説明いたします。

議案書30頁をご覧ください。Ⅰ農業委員会の状況については、令和7年4月1日現在の目標設定時の内容を記載しておりますので、説明は省略いたします。

次に、議案書31頁をご覧ください。ここから議案書34頁までがⅡ最適化活動の実施状況となり、農業委員会の点検結果と目標の達成状況の評語を付することになります。まず、農業委員会の点検結果について、1点目は議案書31頁上段の(1)農地の集積でございますが、②目標の今年度末の集積率(E)23.9パーセントに対して、③実績の今年度末の集積率(H)19.4パーセント、目標に対する達成状況(E)分の(H)は81.2パーセントだったため、目標に対して期待をやや下回る結果となったため、農業委員会の点検結果は目標に対して期待を下回る結果となったと記載しています。

次に、議案書31頁下段から32頁中段の(2)遊休農地の発生防止・解消でございますが、31頁下段の②目標の緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)は3.28ヘクタールに対し、32頁上段の実績の解消実績面積(D)は1.99ヘクタール、今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)は60.7パーセントとなりました。また、前年度に新規発生した緑区分の解消目標面積16.39ヘクタールに対し、解消実績面積は8.90ヘクタールとなったことから、議案書32頁中段の農業委員会の点検結果は目標に対して期待をやや下回る結果となったとなりました。

続いて、議案書32頁下段から33頁上段の(3)新規参入の促進でございますが、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積の目標は4.5ヘクタール、公表した農地の面積はなく、00ヘクタールのため、達成状況は0%です。よって、農業委員会の点検結果は目標に対して期待を下回る結果となったとなります。

ただし、公表はしていませんが新規参入は3経営体ございました。その経営体が取得した農地面積は1.22ヘクタールとなっております。

ここまでの点検結果を、国が定めた評点に照らし合わせたところ、(1)農地の集積が1点、(2)遊休農地の発生防止・解消が1点、(3)新規参入の促進が1点となります。

また、議案書33頁下段の(2)活動強化月間の設定について、2回以上実施したことから1点、議案書34頁の(3)新規参入相談会へ推進委員等が1名以上参加することができなかったことから1点となります。

よって、目標の達成状況の標語は目標に対して期待どおりの結果を得られたとなります。

最後に、35頁、Ⅲ事務の実施状況については、農地法に係る事務の点検

	は全て適切に行われており、年度末の集計により 1 年間の処理件数等は記載のとおりです。 以上、議案書 29 頁から 35 頁のとおり状況の決定と結果の公表してよいか、ご審議お願いいたします。以上でございます。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第 10 号、「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員（多数）です。よって、議案第 10 号、令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを原案のとおり決定し、県に報告するとともに、公表することにいたします。 次に日程 11 報告第 1 号農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）、 日程 12 報告第 2 号農地法第 4 条（届出）、 日程 13 報告第 3 号農地法第 5 条（届出）、 日程 14 報告第 4 号農地法第 18 条（通知）、 日程 15 報告第 5 号違反転用事案報告について につきましては、議案書の 36 頁から 59 頁にお示しのとおりです。 次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが、何かありますか。 次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。 本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2026 年第 6 回総会を閉会いたします。 閉会（午前 11 時 45 分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和8年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会 長 _____

農業委員 2 番 _____

農業委員 3 番 _____

農業委員 4 番 _____